２　該当する開設指針が示された告示の件名及び告示番号
３　電波法第27条の13第５項に規定する欠格事由（注３）
□有　□無

注１　収入印紙については、収入印紙貼付欄に全部を貼付できない場合は、その欄に別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
２　１の欄は、次によること。
⑴　住所の欄は、日本工業規格ＪＩＳ　Ｘ0401及びＸ0402に規定する都道府県コード及び市区町村コード（以下この別表において「都道府県コード」という。）、郵便番号並びに住所（申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）を記載すること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。また、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。
⑵　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
⑶　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略することができる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
［削る］

⑷　代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を枠下に記載すること。この場合においては、委任状を添付すること。ただし、包括委任状の番号が通知されている場合は、当該番号を記載することとし、委任状の添付は要しない。
３　法第27条の13第５項に規定する欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

４　申請書の用紙は、日本工業規格Ａ列４番とし、該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この別紙に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第八号の二　特定基地局の開設計画の様式（第25条の４第３項関係）（総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

特定基地局開設計画

［１～４　略］
５　通信系又は放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注４）
［６・７　略］
８　放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注７）（注８）
［９・10　略］

注１　収入印紙については、該当欄に全部を貼付できない場合は、別紙に貼付する旨を記載し、日本工業規格Ａ列４番の用紙に貼付すること。
２　申請者欄の記載は、次によること。
⑴　住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

［新設］

⑵　氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

⑶　申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び本邦内における居住地を記載するものとし、氏名については、自筆により記載したときは、押印を省略することができる。
［新設］

３　欠格事由については、申請者が、法第５条第３項各号（移動受信用地上基幹放送をする特定基地局に係る開設計画の認定を受けようとする者にあつては、同条第１項各号又は第３項各号）に該当しないときは、その旨を記載すること。
４　用紙は、日本工業規格Ａ列４番とする。

別表第五号の七　特定基地局の開設計画の様式（第25条の４関係）

特定基地局開設計画

［１～４　同左］
５　当該通信系又は当該放送系に含まれる特定基地局の総数並びにそれぞれの特定基地局の無線設備の設置場所及び開設時期（注４）
［６・７　同左］
８　当該放送系に含まれる全ての特定基地局に係る無線設備の工事費及び無線局の運用費の支弁方法（注７）（注８）
［９・10　同左］